

関係機関による担い手確保・農地維持活動支援事業

第1 事業の目的

地域全体の営農を維持する体制を構築するため、担い手不在集落だけでなく、現在担い手がいる集落も含めた広域のエリア（公民館単位等）でのビジョンづくりや人材確保・育成、ものづくり、農地維持に向けた取組について、関係機関が主体となった推進活動を支援し、広域での担い手確保・営農維持に向けた体制の整備を図る。

第2 事業の推進体制

事業実施主体は市町村、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会又は島根県農業協同組合とし、関係機関、団体と連携の上、当該地域の地域農業の維持・発展に向けた担い手確保や農地維持活動の取組について推進を図る。

なお、農業経営課においては、隠岐支庁及び各農林水産振興センターの他、本庁内関係課と連携の上、事業成果を検証し、効果的な普及・推進体制を整備する。

第3 事業の区分

上記の目的を達成するために必要な経費に対し、支援を実施する。なお、事業実施主体、補助率等は交付要綱別表7のとおりとする。

- (1) 地域の実情に応じた推進活動支援
- (2) 県全体での推進活動支援

第4 補助対象経費等

補助対象経費等は、以下のとおりとする。

- (1) 一般的事項
 - ア 事業実施主体が、自費若しくは他からの助成により実施中又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは認めない。
 - イ 事業内容が、国庫補助事業等他の事業で対象となる場合には、それらを優先的に活用する。
 - ウ 補助対象事業は、単年度に完了するものとする。
- (2) 推進活動の内容

各事業の実施に必要な推進活動については以下のとおりとし、補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

 - ア 調査・研究活動
 - イ 研修活動
 - ウ PR活動
 - エ 資格等の取得
 - オ イベント等の開催
 - カ その他、広域での担い手確保・農地維持に向けた体制づくりに必要なこと

第5 事業の実施等の手続き

事業実施手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別記7様式第1号）を作成し、知事に提出する。
- (2) 事業実施主体は、交付要綱第4に規定される重要な変更を行おうとするときには、

- (1) に準じて行うものとし、変更計画書（別記7様式第1号）を提出する。
(3) 事業実施主体は、事業実績報告書（別記7様式第1号）を知事に提出する。

別表1

区分	内容
賃金	日々雇用賃金（事務処理、軽作業等の賃金）
共済費	賃金に係る社会保険料
報償費	講師謝礼
旅費	普通旅費
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、修繕費、資料費
役務費	通信運搬費、手数料
委託料	各種調査研究の委託料
使用料及び賃借料	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料
原材料費	実験・実証材料費、加工用原材料費、工事用材料費
備品購入費	資料として必要な図書等の購入経費
負担金	研修負担金、イベント等参加負担金
その他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と思われる費用